

ライセンス条件説明書

お客様が、富士通 Japan 株式会社（以下「弊社」といいます）のソフトウェアに関する下表記載の製品（以下「本製品」といいます）をご購入いただいた場合、以下のライセンス条件に従いお客様は対象のプログラム（以下「対象プログラム」といいます）をご使用いただけるものとします。お客様が対象プログラムのご使用、インストール、または対象プログラムの別ソフトウェアへの組み込み等のいずれかを実施された時点で、本ライセンス条件説明書にご同意いただいたものとみなしますのでご注意ください。なお、本製品のうち、弊社が別途定めるオープンソースソフトウェア等については、本ライセンス条件（第3項および第4項を除く）は適用されず、ソフトウェア説明書に記載されるライセンス条件が適用されます。ソフトウェア説明書に記載されるライセンス条件に本ライセンス条件と異なる定めがある場合は、ソフトウェア説明書に記載されるライセンス条件の定めが優先して適用されるものとします。

ライセンス条件

| | |
|---------|--|
| 本製品名 | RC断面計算システム（限界状態設計法・許容応力度法） EMR G I N G |
| 型名 | A2879167D |
| ライセンス数 | 1 |
| 対象プログラム | RC断面計算システム（限界状態設計法・許容応力度法） EMR G I N G |

1. 基本的なご使用方法

- 本製品により、お客様は、次項に定めるご使用期間（以下「ご使用期間」といいます）において、日本国内において対象プログラムを、同時に1ライセンスあたり1台のコンピュータ（1つの処理装置内を物理的に、または仮想化ソフトウェアを利用して仮想的に独立した複数のシステム（以下「パーティション」といいます）に分割する場合、1つのパーティションをいい、以下同じとします）にインストールして使用することができます。なお、当該コンピュータは、弊社が対象プログラムにおいて動作環境として指定しているOSが動作しているものとします。また、対象プログラムをインストールするコンピュータの台数を追加する場合、お客様は、別途コンピュータの台数の追加に関するライセンスを受ける必要があります。
- 上記(1)にかかわらず、対象プログラムのうちクライアント（ネットワークで接続されたクライアント・サーバシステムのうちクライアントシステムをいい、以下同じとします）用のソフトウェア（以下「クライアントソフトウェア」といいます）については、お客様は、ご使用期間中、日本国内において、クライアントにインストールして使用することができます。ただし、(a)仮想PC（クライアント・サーバシステム上に構築された仮想的なクライアントコンピュータのことをいい、以下同じ）上でクライアントソフトウェアを使用する場合において当該仮想PCに接続することができるクライアントの台数、および、(b)上記(a)以外の方法で使用する場合においてクライアントソフトウェアをインストールすることのできるクライアントの台数の合計は、1ライセンスあたり上表記載の本製品名に含まれる数までとします。また、上記(a)または(b)におけるクライアントの台数を追加する場合、お客様は、別途クライアント数の追加に関するライセンスを受ける必要があります。
- お客様は本製品のご購入により対象プログラムの使用权のみを得るものであり、対象プログラムの著作権は弊社または開発元である第三者に帰属するものとします。

2. ご使用期間

- 本ライセンス条件におけるご使用期間とは、下記(2)に定める弊社所定の書面等（電磁的記録を含み、以下同じ）に記載された使用開始日（以下「使用開始日」といいます）から、お客様が弊社に通知する解約日までとします。なお、お客様は当該解約に関する弊社所定の書面等を解約日の1か月前までに、弊社に提出するものとします。
- 上記(1)における使用開始日は、お客様と弊社が別途協議のうえ定めるものとし、お客様は、弊社所定の書面等に使用開始日を記入後記名押印し弊社に提出するものとします。
- 上記(1)にかかわらず、4項(1)に基づき弊社が本サポートの全部を終了した場合、当該終了日（または弊社が別に指定する日）をもってご使用期間は自動的に終了するものとします。
- お客様は、ご使用期間の終了日から1か月以内に、対象プログラムに添付されるマニュアル等（以下「マニュアル等」といいます）を、弊社から特段の指示がある場合はその指示に従い、破棄するものとします。弊社は、弊社が必要と判断した場合、お客様に対して、対象プログラムおよびマニュアル等が破棄されたことを確認することができるものとします。なお、当該確認を行う場合には、弊社は、事前にお客様に対して、確認方法および確認日等を通知するものとします。
- ご使用期間について、本項と本製品の購入時の契約とで異なる定めがある場合、本項の定めが優先して適用されるものとします。

3. 対象プログラムに関するサポート利用の前提条件

- (1) お客様は、次項に定めるサポートの利用を開始する場合、弊社所定の方法に従い提供された弊社所定の書面等に必要事項を記入のうえ弊社に交付するものとします。当該書面等の内容に変更があった場合も同様とします。
- (2) 上記(1)において弊社が書面等の交付を受けた場合、弊社は、当該書面等に必要事項が記載されていることを確認したうえで、当該書面等記載のお客様の従業員であるサポート利用者（以下「サポート利用者」といいます）を登録し、当該サポート利用者に対して、弊社所定の問い合わせ方法（弊社所定のID番号および連絡先等）を通知するものとします。
- (3) 次項(1)に基づく質問・相談は、サポート利用者のみが行えるものとします。この質問・相談を行うにあたっては、お客様は、サポート利用者に対し、上記(2)により通知された弊社所定の問い合わせ方法に従わせるものとします。なお、お客様は、サポート利用者に対し、弊社所定のID番号および連絡先等の情報を、当該サポート利用者以外の第三者に開示させないものとします。

4. 対象プログラムに関するサポート

- (1) 弊社は、ご使用期間中、次のとおり、対象プログラムに関する弊社所定のサポート（以下「本サポート」といいます）を行います。ただし、弊社の書面等による6か月以上の予告期間をもって当該サポートの全部または一部が終了されることがあります。なお、本サポートに対する弊社の責任は、本項に定める本サポートをお客様のために最善の努力をもって実施することに限られるものとします。
 - ①問題解決支援
弊社は、対象プログラム（下記③に基づき提供されるレベルアップ版および下記④に基づき提供される修正プログラムを含み、以下本号において同じ）に関する下記ア. およびイ. の質問・相談をお客様から受け付け、回答します。
ア. 対象プログラムについての仕様、利用方法、運用環境等に関する質問・相談
イ. 対象プログラムの動作がマニュアル等と不一致である場合における原因調査、回避措置等に関する質問・相談
 - ②情報提供
弊社はお客様に対し、弊社の任意の時期に、書面等の方法で、対象プログラムに関する製品情報、技術情報、保守情報を提供します。
 - ③レベルアップ版の提供
弊社は、弊社が必要と判断した場合、上記②または弊社所定の方法で通知した予防保守版、機能強化版（型名が変更されないもの）に限り、以下「レベルアップ版」といいます）を、お客様に提供します。
 - ④修正プログラムの提供
弊社は、上記①. イ. の回避措置として、弊社が必要と判断した場合、対象プログラムに関する修正プログラムをお客様に提供します。
- (2) 弊社がサポートを実施する時間帯は、原則として、月曜日から金曜日（弊社の休業日を除く）までの9時から17時までの弊社の営業時間内とし、別に弊社が定めるときはその定めによります。
- (3) お客様が上記(1)に定める本サポートの利用に際し要する電話等を利用する際の電話料金、および、インターネットを利用するために必要となるハードウェア、プログラム、回線使用料等は、お客様の負担とします。また、お客様は、対象プログラムの障害発生に備えるため、対象プログラムおよびお客様が必要と判断する当該対象プログラム内のデータ、プログラム等のバックアップを定期的に取得するものとします。

5. 本製品における特約条項①

適用なし。

6. 本製品における特約条項②

適用なし。

7. 共通事項

- (1) 対象プログラムの別ソフトウェアへの組み込み
対象プログラムが、別のソフトウェアに組み込んで使用されることを想定したソフトウェアである場合には、お客様はマニュアル等記載の要領に従って、対象プログラムの全部または一部を別のソフトウェアに組み込んで使用することができます。
- (2) 複製
 - ① 対象プログラムの複製は、本ライセンス条件に記載の条件に基づいてコンピュータにインストールを行う場合、上記(1)に定める場合に関するライセンス条件に定める場合に限定されるものとします。対象プログラムが組み込まれた別のソフトウェアについては、マニュアル等で弊社が複製を許諾していない限り、複製は行わないものとします。ただし、対象プログラムに複製防止処理が施してある場合には複製できないものとします。
 - ② 上記①によりお客様が対象プログラムを複製する場合、お客様は対象プログラムに付されている著作権表示を、変更、削除、隠蔽等しいものとします。
 - ③ 対象プログラムの複製物についても、本ライセンス条件に記載の各条件が適用されるものとします。
- (3) 第三者への譲渡
お客様は、本製品および対象プログラムについて、第三者に対し、これを譲渡、貸与または再使用权を許諾しあるいは担保の目的に供することはできないものとします。
- (4) 改造
お客様は、対象プログラムについて、改造したり、逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行うことはできません。
- (5) 保証の範囲
 - ① 合理的な範囲で弊社が本サポートに基づく不一致の修正、または、修正プログラムの提供を繰り返し実施したにもかかわらず、マニュアル等との不一致が修正されなかった場合には、マニュアル等との不一致が修正されなかったことに起因してお客様に生じた損害につき、お客様および弊社によるその損害額等についての協議のうえ、本製品の月額払契約金額の12か月分に相当する金額を限度として、弊社は賠償責任を負います。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本①に基づき責任を負う期間は、お客様のご使用期間中とします。
 - ② 対象プログラムにつき、第三者から著作権または産業財産権（以下「知的財産権」といいます）を侵害するものであるとして、お客様に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」といいます）がなされ、お客様から弊社への処理の要請とともに、権限の委任があった場合、弊社は自己の責任と負担において、お客様に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、弊社は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとします。
 - ③ 上記②において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害するものと判断される場合には、弊社は弊社の判断により、以下のいずれかの措置をとります。
 - a. 当該対象プログラムを侵害のしないものに改変すること。
 - b. お客様が対象プログラムを自ら使用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
 - c. 上記a. またはb. の措置がとれなかった場合、弊社は、お客様が当該対象プログラムを使用できなくなることにより被る損害について、お客様および弊社によるその損害額等について協議のうえ、本製品の月額払契約金額の12か月分に相当する金額を限度として弊社は賠償責任を負います。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
 - ④ 上記②にもかかわらず、お客様が対象プログラムを他のソフトウェアと組み合わせる使用することによりはじめて知的財産権侵害となった場合、またはお客様の弊社に対する指示に起因して紛争が生じた場合等、当該紛争が弊社の責に帰すことができない事由より生じたものである場合には、弊社は上記②および上記③の義務を負担しないものとします。また、お客様が弊社に通知することなく紛争に対応した場合に要した費用については、お客様が負担するものとします。
 - ⑤ 上記②における紛争において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が無効であった場合等、当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、お客様または弊社が当該紛争に対応するために要した費用については、お客様と弊社とで折半して負担するものとします。
 - ⑥ 弊社は、上記①～⑤に基づき負担する責任以外の、対象プログラムの使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限らないものとします）に関する一切責任を負いません。たとえ、弊社がそのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。
 - ⑦ 対象プログラムに第三者が開発したソフトウェアが含まれている場合、別段の合意がある場合を除き、開発元である第三者は対象プログラムに関する一切の保証を行いません。
- (6) ハイセイフティ用途
お客様は、対象プログラムが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業等の一般的な用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」といいます）に使用されるよう設計・製造されたものでないことを確認するものとします。お客様は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、対象プログラムをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、お客様がハイセイフティ用途に対象プログラムを使用したことにより発生する、お客様または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても、弊社は責任を負わないものとします。